

住友電気工業株式会社

2024年11月7日

## 中国の模倣品業者に対する有罪判決について

**住友電気工業株式会社（本社：大阪市中央区、社長：井上 治、以下「当社」）が、商標権侵害を理由として、中国において刑事告発した件について、被疑者が逮捕、および有罪判決を受けるに至りましたので、お知らせします。**

当社は、2023年5月、当社製品である光ファイバカッタおよび光ファイバ融着接続機用電極棒の模倣品の製造・販売を行っていた業者に対し、当社の商標権を侵害しているとして、上海市公安局へ刑事告発しました。これを受け、当局は当該業者を摘発、数千点の模倣品を押収するとともに、被疑者を逮捕しました。被疑者は、上海浦東新区検察院によって起訴され、2024年8月に上海浦東新区裁判所において有罪判決を受けました。

- ・有罪判決を受けた者 模倣品の製造・販売業者
- ・対象製品 光ファイバカッタ FC-6 シリーズ 1種  
光ファイバ融着接続機用電極棒 1種
- ・対象権利 商標権6件（“住友”、“SUMITOMO”、“イゲタマーク”）

当社は、今後も知的財産権を侵害する模倣品販売に対し、断固たる姿勢で対処します。こうした活動を通じ、お客様に当社の製品を安全にご使用いただけるよう努め、製品に対するお客様の信頼の維持・向上を図ってまいります。

以 上